

第5次上尾市総合計画後期基本計画(案) 市民コメントの意見と市の考え方

◎意見募集期間 平成27年10月1日(木)～10月21日(水)

◎応募意見状況 応募者数 2名 意見数 4件

No.	項目	意見	市の考え方
1	3-1-1 土地利用	<p>総合計画後期基本計画は、今後5年間で実施する施策について盛り込むこととしているので、大きな事業となる可能性のある中心市街地の再生については、記述しづらい部分もあると思いますが、将来的には、中心市街地の再生は上尾らしさの創出や上尾のイメージアップに必要で、長期的な視点での取組が必要だと思います。</p> <p>現在、同時に市民コメントを実施している「上尾市地方創生総合戦略(案)」の7ページには、「中心市街地や商店街の再生を通して賑わいの創造と利便性の向上を図ることにより、魅力ある街づくりを推進するほか」と、中心市街地についての記述がありますが、総合計画案にはその記載が見当たりません。中心市街地の再生の重要性と、「上尾市地域創生総合戦略(案)」との整合性の確保という観点からも、記載が必要と考えます。</p> <p>今、人口減少ゆえの地方創生が叫ばれています。ややもすると少し暗いイメージが先行しがちですが、上尾のまちが将来こう変わるといった夢のある都市計画やまちづくり計画が必要と考えます。</p>	<p>「施策の方針」に「また、中心市街地においては、人が集い、魅力ある街づくりを推進します。」の一文を追加で記述します。</p>
2	はじめに	<p>「4.上尾市の基本的課題」として10項目挙げられていますが、これは何順で挙げられているのでしょうか。</p> <p>「明日の時代の担い手育成・人づくり」が、8番目の項目として挙げられていますが、「上尾市地域創生長期ビジョン(案)」の3つの基本目標の一つに「出産・子育ての希望をかなえる」が挙げられていることなどを踏まえれば、もっと上に置くべきではないでしょうか。</p>	<p>「上尾市の基本的課題」は第5次総合計画の基本構想を定める際に検討・整理された課題で、特に順位付けがあるものではないと考えています。</p> <p>これら10の基本的課題を受けて、基本構想で7つのまちづくりの基本方向を示しており、「基本的課題8 明日の時代の担い手育成・人づくり」に対応するまちづくりの基本方向として「6 明日を担う人づくり」があるという関係になります。</p>
3	はじめに	<p>「5.総合的に取り組む重点テーマ」に「後期基本計画における重点テーマの位置付けを図式化」したものが書かれていますが、ここに示されている図から、重点テーマがどのような位置付けであるということがわかるのでしょうか。全ての重点テーマが全ての基本方向にリンクしていることが示されていると理解したのですが、それを示すに留まるのであれば、図示するまでもないと考えます。それ以上のことを示すのであれば、そのことは説明を付さなければ伝わらないと考えます。</p> <p>また、4つの重点テーマを見る限り、基本方向にある「明日を担う人づくり」に関連する記述が見受けられませんので、その記述を加えるべきと考えます。具体的には重点テーマを一つ増やし、「上尾市地域創生長期ビジョン(案)」の3つの基本目標の一つに「出産・子育ての希望をかなえる」と同様の記述を持っていくこと、または重点テーマⅡに「子育て世代が安心して出産・子育てできる環境づくりを進める」、「子どもの可能性を広げる教育活動に取り組み、学力の向上につなげる」という記述を加えることが考えられます。</p>	<p>ご意見の図は、基本構想で定められた7つのまちづくりの基本方向と、後期基本計画の5年間で重点的に取り組むべきテーマ(重点テーマ)の関係を示したものです。図の説明が分かりづらいため、次のとおりに変更します。</p> <p>「後期基本計画における重点テーマの位置づけは下図のとおりです。基本構想で示されている7つのまちづくりの基本方向とは別に、4つの重点テーマを設定し、7つのまちづくりの基本方向にある40の施策を横断的にカバーします。後期基本計画では40の施策の推進に当たり、それぞれの施策の方針に加え、重点テーマの趣旨も踏まえて取り組むこととします。」</p> <p>また、重点テーマに、基本方向の「明日を担う人づくり」に関する記述が見受けられないのご意見につきましては、重点テーマⅡ「魅力満彩～自慢したくなるまちづくり～」にある「上尾市に住みたくなるような取組」の中に、子育てや教育の取組も含んでおりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
4	1-3-5 消費生活	<p>施策体系の1つの項目として「消費生活」を位置付けることは、「住宅都市」上尾にとって大切なことと考えます。また、消費者被害を防ぐためには、結局のところ、消費者が自分自身を守ることが最も大切と考えますので、「自立した消費者」をつくるため、消費者教育を推進するとする方向性もよいと考えます。</p> <p>この消費者教育については、消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第10条第2項において、努力義務規定として、「市町村消費者教育推進計画」を定めることを市町村に求めています。埼玉県各市町村でこれを定めているところがあるとは承知してはおりませんが、他の市町村に先駆けて消費者教育推進計画を定めることを、「施策の方針」や「施策の内容」に盛り込むことが適当と考えます。このような施策を他の市町村に先駆けて行うことにより、消費者として安心して暮らせる都市として、上尾市をアピールできるとも考えます。</p> <p>なお、細かいところですが、「施策の方針」に「消費者被害の抑制を図り」とありますが、控えめな記述であると思います。少し前の記述にならって「消費者被害の防止を図る」とするか、「消費者被害を抑制する」と言い切ってしまうか(抑制は文字どおり抑えればよいのであって、ゼロにするものではないので。)してもよいのではないかと思います。</p>	<p>後期基本計画では消費者教育を推進していく旨を記述していますが、これは消費者教育の推進に関する法律の趣旨に則ったものです。同法に努力義務として規定されている消費者教育推進計画につきましては、次期総合計画に向けての課題とさせていただきます。</p> <p>また、「施策の方針」の「消費者被害の抑制を図る」の記述につきましては、ご意見の趣旨を踏まえ、「消費者被害の防止を図る」に改めます。</p>